

報告第 20 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 8 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

## 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 5 日 専決

浜田市長 三 浦 大 紀

## 損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- |   |          |           |
|---|----------|-----------|
| 1 | 損害賠償の額   | 403,931 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略)      |